

刑弁でGO!

第49回

覚せい剤密輸事件の無罪事例～ブラインドミュール*～

刑事弁護委員会委員 小泉 恒平 (62期)

1 事件の概要

この事件は、検察官が、当時22歳の女性Aさんについて、暴力団関係者であるBらと共謀して、健康食品の缶詰2個の中に覚せい剤約1.4キロを隠し持ち、これをスーツケースに入れたまま羽田空港の税関を通過し密輸しようとしたとして、起訴した事件である。

2 初期の弁護活動

(1) 1人目の国選弁護人に選任された私がAさんに初めて会ったのは、既に弁護人の予定主張の提出期限が指定された後であった。もともとAさんには、Bが手配した私選弁護人が付いていた。Bは、後に逮捕起訴され、公判で「Aさんが勝手に覚せい剤を持ち込んだ。自分は何も知らない。無罪である」と主張した人物である。

Aさんとの初回接見は、自分がその私選弁護人を解任した経緯にかかる不安や焦りの吐露から始まった。否認事件にも拘わらず、類型証拠開示もないうまま予定主張が提出されようとしており、Aさんの不安は的中していた。

(2) Aさんは、逮捕後一貫して次のように供述していた。

当時、同棲していた彼氏の腹違いの兄で、会社経営者であるBから、「仕事で香港に行ってきたほしい」「書類や時計を運ぶだけの簡単な仕事で、旅費はかからず、20万円報酬がもらえる」「お土産代もあげるからブランド物などのお土産も買ってきてほしい」などと言われ、1人で香港に行った。香港

ではBが用意したガイドに「Bから頼まれているお土産の健康食品を買うためだ」と言われて車で大型ショッピングモールに連れていかれ、健康食品缶詰2缶を買わされた。店員は、黒い袋にその缶詰を入れ、Aさんに手渡した。そのあと、その缶詰の入った黒い袋を車に置いたまま観光地等を案内され、更に中華料理屋に連れていかれ、仕事として頼まれていた時計とパンフレットを受け取った。ホテルに戻り、時計・パンフレット、缶詰をスーツケースに詰めて帰国したが、税関で止められ、缶詰の検査をされたところ、覚せい剤が発見された。

(3) Aさんの話を聞いて、無罪にしなければいけない事件だと思った。そこで、法科大学院時代の恩師・高野隆弁護士に電話し、国選弁護人になってほしいと頼んだ。

「とりあえず、香港に行かなくていいのだろうか。」

高野弁護士の最初の一言を受け、私はすぐに飛行機とAさんが宿泊した香港のホテルを予約した。2人で、Aさんと同じルートを辿り、同じ缶詰を購入することにした。缶詰はAさんの供述どおり、ショッピングモール内の普通の健康食品店で売られていた。その缶詰に覚せい剤が入っているとは誰も思わないような状態だった。店員にもインタビューした。もちろん、私たちは、その缶詰に覚せい剤が入っていないと信じ、缶詰を購入し、店員から乳白色の袋に入れて手渡された。その一部始終をビデオカメラで録画した。Aさんと同じように、スーツケースに入れて、日本に輸入した。幸いにして、税関の荷物検査で止められることはなかった。

*違法薬物の密輸であることを知らないで、麻薬密売組織に利用され、運び屋をさせられる者

3 公判前整理手続における弁護活動

(1) 検察官の主張・立証は空転した。BがAさんの起訴後に逮捕されたため、捜査機関が多数の新たな証拠を収集し始めた。香港との捜査共助により収集された証拠も、起訴後、半年以上経って事後的に請求された。その証拠は、水玉のビニール袋と、我々がインタビューした店員の「うちの店の袋は、水玉のビニール袋で、それ以外の袋を客に渡すことはない」という内容の供述調書であった。検察官は、「黒い袋に入れられて店員から受け取った」というAさんの供述は嘘で、Aさんの上記の供述のストーリーは信用できない、缶の中に覚せい剤が入っているのを知りながら持ってきたのだ、という主張をしたかったようである。検察官は、その店員が証人尋問のための来日を拒否したということで、店員の供述調書を3号書面として請求した。弁護人は、自分たちがその店でその店員から買ったとき、水玉の袋でない乳白色の袋を手渡されたことを指摘し、その店員の供述の方が嘘で、特信性の要件を満たさないし、必要性もないと証拠意見を述べた。

裁判所は、証拠請求を却下した。

検察官は、他にも多数の証拠を請求したが、弁護人は、関連性や必要性について詳細な意見を提出し、多くの証拠が却下された。その結果、検察官の主な立証は、税関職員2名（税関検査でのAさんの言動が嘘・不自然）と元彼氏のC（Aさんが、Bが暴力団関係者で覚せい剤に関わっていることを知っていたこと）の証人尋問のみに絞られた。

(2) 類型証拠開示によって、Aさんが無罪であることを裏付ける重要な証拠を手に入れた。Bは、Aさん以外にも、多数の若い女性を騙して海外渡航させていたことが判明した。うち1人Dさんは、Aさんが香港に行った翌日、Aさんと全く同じルートで缶詰を買わされて密輸させられそうになっていたことがわかった。さっそく、Dさんに会い、弁護側証人への協力を依頼した。

(3) 弁護側の証拠は、元国際麻薬捜査官の証人尋問調書（1号請求。麻薬密売組織がブラインドミュールを利用する手口）、Dさんの証人尋問、他の数名のBに海外渡航させられた女性の供述調書、弁護人の香港調査報告（動画と報告書）、Aさんの香港旅行中のブログや写真（覚せい剤密輸者の行動ではなく普通の旅行者の行動であること）と被告人質問であった。

4 公判と判決

以上のとおり、公判前整理手続終結時点で、Aさんが有罪になる理由はなかった。更に6回目の保釈請求の準抗告で、Aさんは保釈された。Aさんを再び拘置所に送り込むことは絶対に許されないというプレッシャーの中で公判を迎えた。

「被告人は、」という裁判長の言葉を聞いたとき、喜びというより、安堵の気持ちでいっぱいになった。

お知らせ

量刑データベースについて

裁判員裁判の量刑情報が登録されている量刑データベースの運用が開始されています。

裁判員裁判の弁護活動に役立つ情報が多数含まれておりますので、当会会員サイト (https://www.toben.or.jp/members/syouchou/post_76.html) にアクセスし、ご利用下さい。

また、裁判員裁判を担当された際は、裁判所から交付を受けた判決書の写しを、当会にご提供下さい。

* 量刑データベースに関する詳しい説明は、LIBRA 2012年6月号29頁に掲載してあります。

* 編集会議注：LIBRAのバックナンバー（2004年5月号～）は当会のホームページ (<http://www.toben.or.jp/message/libra/index.html>) からご覧いただけます。